



環 評 審 第 14 号  
令 和 5 年 8 月 23 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 日高 道雄



沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和4年度）の審査  
について（答申）

令和5年6月26日付け沖縄県諮問環第4号で諮問のあったみだしのことについて、下  
記のとおり答申します。

記

赤土等による水の濁りについて、以下の対応を実施させたいうえで、その結果を踏まえ、  
本事業の実施に伴う影響を可能な限り低減するための措置を講じさせること。

- 濁度及び浮遊物質量（SS）の事後調査地点は、本事業の工事区域から離れた位置に  
ある。このため、調査結果は工事区域外からの赤土等の流入等による影響を受けてい  
るとされており、調査結果のみでは本事業の実施に伴う影響がどの程度あるか判断で  
きない。ついては、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年条例第36号）の管理基準に  
基づく濁水処理施設（沈砂池）の放流口でのSSの測定や降雨時等の見回り点検などの  
結果と事後調査の結果の比較を行わせること。
- 環境影響評価書に示された事後調査計画において降雨時調査は「降雨時年2回」実  
施するとされていたが、実施された第2回降雨時調査は、降雨量の少ない時期に実施  
されており、実際の降雨による影響を適切に把握できるものとなっておらず、降雨時  
調査としては十分とは言えない。ついては、降雨による影響を適切に把握できる時期  
に調査を実施させること。

